第4号議案「電力広域的運営推進機関における業務規程一部変更の件」の変更点

平成27年3月に広域的運営推進機関設立準備組合がご案内した「拡大会議のご案内」からの変更点(網掛け部分)

変 更 案 (広域的運営推進機関設立準備組合ご案内分(平成27年3月))

第66条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。 一~七 (略)

3 本機関は、発電設備を保有する者及び発電設備を設置しようとする者(以下、本条及び次条に おいて「発電事業者等」という。)が、連系線の利用を希望する場合、別表9-4に定める長期 計画に限り、連系線の希望計画の提出又は利用計画の更新を受け付ける。但し、発電事業者等が 供給先を確保できているときは、当該供給先が希望計画の提出又は利用計画の更新を行うもの とする。

(作業停止計画の調整の実施)

- 第83条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、点検や修繕等の作業を実施するための流 | 第83条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、点検や修繕等の作業を実施するための流 通設備又は発電設備(以下「電力設備」という。)の停止に関する計画(以下「作業停止計画」 という。)について、広域連系系統(第3項に定める。以下、本章において同じ。)に関する作業 停止計画の取りまとめを行う。
- 2 本機関は、広域連系系統の作業停止計画の取りまとめを行うため、必要に応じ、別表10-1 に示す種別で、流通設備又は発電設備(以下「電力設備」という。)の作業停止計画の調整を行 う。但し、連系線の運用容量に影響を与えない流通設備の作業停止計画であって、一般電気事業 者たる会員による調整により、支障なく発電設備の作業停止計画との整合性が確保されたもの (以下「調整対象外作業停止計画」という。) についてはこの限りではない。

(系統情報の公表)

第92条 (略)

- 2 (略)
- 3 会員は、第1項の公表業務に必要な情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。
- 4 (略)

別表11-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a)~ <mark>(g)</mark> (略)	
(i)各交直変換設備の利用に関する制約内容	
(交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、	<u>都度</u>
その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)	

 $(\%1) \sim (\%5)$ (略)

変 更 案(電力広域的運営推進機関ご案内分(平成27年4月1日))

第66条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。 一~七 (略)

2 本機関は、発電設備を保有する者及び発電設備を設置しようとする者(以下、本条及び次条に おいて「発電事業者等」という。)が、連系線の利用を希望する場合、別表9-4に定める長期 計画に限り、連系線の希望計画の提出又は利用計画の更新を受け付ける。但し、発電事業者等が 供給先を確保できているときは、当該供給先が希望計画の提出又は利用計画の更新を行うもの とする。

(作業停止計画の調整の実施)

- 通設備又は発電設備(以下「電力設備」という。)の停止に関する計画(以下「作業停止計画」 という。)について、広域連系系統(第3項に定める。以下、本章において同じ。)に関する作業 停止計画の取りまとめを行う。
- 2 本機関は、広域連系系統の作業停止計画の取りまとめを行うため、必要に応じ、別表10-1 に示す種別で、電力設備の作業停止計画の調整を行う。但し、連系線の運用容量に影響を与えな い流通設備の作業停止計画であって、一般電気事業者たる会員による調整により、支障なく発電 設備の作業停止計画との整合性が確保されたもの(以下「調整対象外作業停止計画」という。) についてはこの限りではない。

(系統情報の公表)

第92条 (略)

- 2 (略)
- 3 会員は、第1項の公表業務に必要な情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。
- 4 (略)

別表11-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a)~ <mark>(h)</mark> (略)	
(i)各交直変換設備の利用に関する制約内容	
(交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、	<u>都度</u>
その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)_	

 $(*1) \sim (*5)$ (略)